



平成 26 年 6 月 30 日

各 位

| | |
|---------|----------------|
| 上場会社名 | 株式会社 サカイ引越センター |
| 代表者名 | 代表取締役社長 田島 哲康 |
| (コード番号 | 9039) |
| 問合せ先責任者 | 取締役経理部長 真鍋 彰郭 |
| (TEL | 072-244-1174) |

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社 6 社により構成されており、一般貨物自動車運送業のうち引越運送事業及びこれに付随する業務を主とした事業活動を行っております。国内主要都市に支社を設置し、個人及び法人のお客様を対象として、委託を受けて作業を実施することにより、お客様の利便を図ることを主業務としております。

当社グループを取り巻く事業環境として、積極的な金融緩和や財政政策に後押しされて、円安、株高をもたらすこととなり、その結果、消費者心理が好転し、消費税増税前の駆け込み需要と相まって、個人消費主導の緩やかな景気回復が持続いたしました。今後の見通しにつきましては、「基調は緩やかな回復を維持する」との見方があるものの、先行き不安要因も多く予断をゆるさぬものがあります。引越業界におきましても景況を反映し市場規模の縮小は避けられず、従来からの激しい価格競争、シェア競争に戻るものと考えております。

このような事業環境の下、当社グループといたしましては、「拠点の開設」、「インターネット受注の促進」、「企業法人営業の強化」、「ネットワーク網の活用と品質の向上」に重点を置き、経営を行ってまいりました。既存支社の充実と未開設地域への新規支社開設により、売上高を伸ばすとともに販売価格の単価下落の回避とコスト削減を徹底し、高収益体質企業を目指してまいりました。また、次世代のインターネットサービスをにらみ、新たなサービスを展開しつつ、インターネット部門への効率的な人員配置と個々のスキルアップに努め、インターネット受注を促進しております。さらに、デベロッパー、ハウスメーカー、企業法人等に対する法人営業を都市圏中心に積極展開し、引越需要確保に努めております。そして、既存の強力なネットワーク網の有効活用や ISO 活動の推進により、他社と差別化を図るとともに「廉価で高品質なサービス」を提供していく所存です。

今般の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、輸送力維持・向上のための事業用車両の購入並びにネットワーク網の充実と品質の向上を図るためのターミナル建設及び新規支社開設に係る設備投資へ主に充当し、残額が生じた場合には借入金の返済に充当する予定であります。営業拠点となる支社を新設するとともに、大型のターミナルを建設し、各営業拠点を結びつけることで、強力なネットワーク網を構築いたします。こうした取組みにより、今後、増加の見込まれる単身者の引越需要の取り込みを積極的に推進してまいります。そして、今後も更なるターミナルの新設を推進し、企業価値の向上を目指してまいります。また、自己資本の拡充及び借入金の返済により、将来の事業展開及び成長機会に機動的に対応できる強固な財務基盤を確立してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年7月8日（火）から平成26年7月11日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年7月15日（火）から平成26年7月18日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 田島哲康に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 278,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 1 株につき処分価格（募集価格）と同一の金額
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 田島哲康に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 86,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われぬ場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社である SMBC 日興証券株式会社が当社株主である田島哲康（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 田島哲康に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 86,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 86,000株
- (5) 申込期日 平成26年8月12日（火）から平成26年8月18日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (6) 払込期日 平成26年8月13日（水）から平成26年8月19日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 田島哲康に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、86,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成26年6月30日（月）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行株式数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成26年7月8日（火）の場合、「平成26年7月11日（金）から平成26年8月8日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成26年7月9日（水）の場合、「平成26年7月12日（土）から平成26年8月8日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年7月10日（木）の場合、「平成26年7月15日（火）から平成26年8月13日（水）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成26年7月11日（金）の場合、「平成26年7月16日（水）から平成26年8月14日（木）までの間」となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

| | | |
|-------------------|-------------|----------------|
| 現在の発行済株式総数 | 10,017,900株 | (平成26年5月31日現在) |
| 一般募集による増加株式数 | 300,000株 | |
| 一般募集後の発行済株式総数 | 10,317,900株 | |
| 本第三者割当増資による増加株式数 | 86,000株 | (注) |
| 本第三者割当増資後の発行済株式総数 | 10,403,900株 | (注) |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

| | | |
|--------------|----------|----------------|
| 現在の自己株式数 | 278,453株 | (平成26年5月31日現在) |
| 一般募集による処分株式数 | 278,000株 | |
| 処分後の自己株式数 | 453株 | |

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限2,144,882,800円については、平成27年3月までに900,000,000円を全国各支社の事業用車両の購入資金に、平成27年8月までに913,000,000円を厚木ターミナル及び金沢倉庫ターミナルの倉庫用地及び倉庫新設費用の一部に、平成27年2月までに331,882,800円を鹿児島東支社、川越支社及び京都東支社の事務所新設費用の一部に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月までに長期借入金の返済の一部に充当する予定であります。また、実際の充当時期までは、安全性の高い決済性預金にて当社で運用する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成26年6月30日現在(ただし、既支払額については平成26年5月31日現在)、以下のとおりとなっております。

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了 予定年月 | |
|-----------------------|--------------|------------------|------------|--------------|-----------------------------|----------------|--------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 |
| 厚木ターミナル (神奈川県厚木市) | 関東地区 | 倉庫新設 | 830,304 | 276,768 | 増資資金、自己株式処分 資金、自己資金及び借入金 | 平成26年 4月 | 平成26年 9月 |
| 鹿児島東支社 (鹿児島県霧島市) | 九州・沖縄地区 | 事務所新設 | 150,000 | — | 増資資金及び自己株式処分 資金 | 平成26年 4月 | 平成27年 2月 |
| 川越支社 (埼玉県川越市) | 関東地区 | 事務所新設 | 135,000 | — | 増資資金及び自己株式処分 資金 | 平成26年 7月 | 平成26年 11月 |
| 京都東支社 (京都市伏見区) | 近畿地区 | 事務所新設 | 207,468 | — | 増資資金、自己株式処分 資金、自己資金及び借入金 | 平成26年 8月 | 平成27年 2月 |
| リサイクル店堺 (堺市堺区) | 近畿地区 | 倉庫新設 | 70,000 | — | 自己資金及び借入金 | 平成26年 8月 | 平成27年 3月 |
| 金沢倉庫ターミナル (石川県金沢市) | 中部・東海地区 | 倉庫用地及び 倉庫新設 | 637,200 | — | 増資資金、自己株式処分 資金、自己資金及び借入金 | 平成26年 9月 | 平成27年 8月 |
| 埼玉支社 (埼玉県) | 関東地区 | 事務所用地及び 中古事務所 | 400,000 | — | 自己資金及び借入金 | 平成26年 12月 | 平成26年 12月 |
| 茨木ターミナル (大阪府茨木市) | 近畿地区 | 倉庫用地及び 倉庫新設 | 1,400,000 | — | 自己資金及び借入金 | 平成27年 3月 | 平成28年 3月 |
| 各支社 | 全地域 | 車両運搬具 | 900,000 | — | 増資資金及び自己株式処分 資金 | 平成26年 4月 | 平成27年 3月 |

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 業績に与える影響

今回の一般募集及び本第三者割当増資による資金にて、営業拠点となる支社を新設するとともに、大型のターミナルを建設し、各営業拠点を結びつけることで、強力なネットワーク網を構築し、今後、増加の見込まれる単身者の引越需要の取り込みを積極的に推進してまいります。こうした取組みが、当社の中長期的な収益性の向上に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主各位への適切な利益還元を図るため、安定した配当を継続的にを行うことを基本方針としており、利益成長の実現を通じて一層、株主各位のご支援にお応えしたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、設備投資や新たな成長に繋がる戦略投資及びその他の資金需要に充当するとともに、今後の事業展開に活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

| | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 1株当たり当期純利益 | 240.38円 | 269.19円 | 313.06円 |
| 1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金) | 60円 (25円) | 60円 (30円) | 70円 (30円) |
| 実績配当性向 | 25.0% | 22.3% | 22.4% |
| 自己資本当期純利益率 | 8.0% | 8.4% | 9.2% |
| 純資産配当率 | 2.0% | 1.9% | 2.1% |

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本（純資産額合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づくストックオプションとしての新株予約権を発行しております。なお、今回の一般募集及び本第三者割当増資後の当社普通株式の発行済株式数上限（10,403,900株）に対する下記の交付株式残数の比率は1.91%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成 26 年 5 月 31 日現在

| 取締役会 決議日 | 新株式発行 予定残数 | 権利行使価額 (資本組入額) | 行使期間 |
|------------------|---------------|---------------------|--|
| 平成 23 年 6 月 18 日 | 199, 100 株 | 1, 614 円 (807 円) | 平成 25 年 6 月 19 日から 平成 28 年 6 月 18 日まで |

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成 24 年 3 月期 | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 1, 615 円 | 1, 771 円 | 2, 200 円 | 3, 450 円 |
| 高 値 | 1, 850 円 | 2, 360 円 | 3, 755 円 | 3, 550 円 |
| 安 値 | 1, 486 円 | 1, 541 円 | 2, 140 円 | 3, 055 円 |
| 終 値 | 1, 760 円 | 2, 185 円 | 3, 410 円 | 3, 405 円 |
| 株価収益率 | 7.3 倍 | 8.1 倍 | 10.9 倍 | 一倍 |

(注) 1. 平成 24 年 3 月期、平成 25 年 3 月期の株価等は大阪証券取引所市場第一部におけるものであり、平成 26 年 3 月期、平成 27 年 3 月期の株価等は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成 27 年 3 月期の株価等については、平成 26 年 6 月 27 日（金）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である株式会社アーイ、有限会社田島、田島憲一郎、田島哲康及び田島通利は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社は SMBC日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。